

令和3年度における県が発注する建設工事の前払金の 特例に係る取扱いについて

国土交通省は、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、時限的な特例措置として、公共工事の代価の前払金をなすことができる範囲を拡大する特例について令和3年度も継続することとなりました。

つきましては、本県においても継続して下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 特例措置の対象となる前払金

平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるもの。

2 特例措置の内容

現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に前払金（中間前払金を除く。）の100分の25まで充当することができます。

3 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日から令和3年3月31日までに請負契約を締結した工事について、令和3年度に本特例措置を適用する場合は、当該請負契約書の前払金の使用に係る規定を変更することが必要ですので、発注機関にご相談ください。